

# いじめ認知の手順

令和3年4月1日

- ・ いじめまたはいじめと疑わしき事案を発見(授業中・休み時間・放課後など)…発見者
  - ・ いじめまたはいじめと疑わしき事案の報告を受ける(児童生徒・保護者・地域など)…受理者
- \* 発見者、受理者は教職員、SC、SSW などの学校関係者➡



- ・ 発見者または受理者は、生徒指導主事、生徒指導主担者(集約担当)に報告し、いじめに対応する委員会を招集してもらい、第1回いじめに対応する委員会を開催する。(当日の昼休み、当日の放課後などできるだけ早い時期、全員が揃わなくても OK、ただし管理職は最低1名入る)
- ・ いじめに対応する委員会の招集が困難な場合(長期休業中、休日など)は、発見者または受理者は管理職に報告し、これを第1回いじめに対応する委員会とする。



## 第1回いじめに対応する委員会

- ・ 第1回いじめに対応する委員会では、被害を訴えている児童生徒、被害と思われる児童生徒の聞き取り方針を検討する。児童生徒の安全を第一に考え、聞き取りができるように方針を立てる。(事案によっては被害保護者から、周りの生徒からの聞き取りも方針に入れる)



- ・ 安全を第一に考え、被害を訴えている児童生徒、被害と思われる児童生徒からの聞き取りを行う。(事案によっては被害保護者から、周りの生徒からの聞き取りも行う)



## 第2回いじめに対応する委員会

- ・ 聞き取り後、第2回いじめに対応する委員会を開き、聞き取りの報告後、いじめに当たるか否かの判断を行う。いじめに当たると判断すれば今後の方針を立てる。いじめに当たるか否かの判断は、**いじめの定義及び注1(裏面)**参照。

## いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。



- ・ 各校のいじめ防止基本方針に沿って、いじめに対する対応を行っていく。

注1

「一定の人的関係」とは・・・

学校の内外を問わず、同じ学校や学級、部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団(グループ)等、当該児童・生徒との何らかの人間関係を指します。

「物理的な影響」とは・・・

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は・・・

表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童・生徒の立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。ただし、このことは、いじめられた児童・生徒の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童・生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではありません。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織で行います。